

一般社団法人日本サンボ連盟
審判委員会規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本サンボ連盟（以下「本連盟」という。）定款第63条に定める委員会として、審判委員会（以下「本委員会」という。）を設置するにあたり、本委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 本委員会は、次の各号に定める任務を行う。

- (1) 本委員会は、国際サンボ連盟（以下「FIAS」という。）の定める「競技ルール」の解釈の統一を行う。
- (2) 本委員会は、審判技術及びルールに関する講習会を開催する。
- (3) 本委員会は、公認審判員を審査・認定する。
- (4) 本委員会は、公認審判員を指名して、本連盟主催及び関与する各種競技会の審判業務を行う。
- (5) 本委員会は、その他関係する競技会の運営に必要な業務を行う。

第2章 組織及び運営

(組織)

第3条 本委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 委員

(委員長)

第4条 本委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、公認審判員の中から本連盟理事会が指名することとする。
- 3 委員長は、委員長会を代表し、所定の職務を行う。

(副委員長)

第5条 本委員会に副委員長を置くことができる。

- 2 副委員長は、委員の内から委員長が指名し、員数は必要に応じて委員長が定める。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員)

第6条 本委員会に委員を置くことができる。

- 2 委員は公認審判員の中から委員長が指名する者若干名及び各地方連盟が推薦する者とする。
 - (1) 各地方連盟は最大1名委員を推薦できることとする。



(各種部会)

第7条 本委員会に各種部会及び小委員会を置くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長及び副委員長の任期は、1期2年とし、最長で4期8年とする。

(運営)

第9条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(決議)

第10条 本委員会の議事は、出席者の過半数によって決する。

(本委員会構成員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、本委員会構成員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(定例会)

第12条 本委員会は、年1回以上の定例会を開催する。

2 本委員会は、定例会において、当該年度の基本方針を決定する。

第3章 講習会及び審査会

(講習会)

第13条 本委員会は、審判技術及びルールに関する講習会を開催する。

(審査会)

第14条 本委員会は、公認審判員を認定する審査会を開催する。

2 審査会では、筆記試験及び実技試験を行う。

第4章 公認審判員

(資格)

第15条 審査会で合格した者を公認審判員とする。

(義務)

第16条 公認審判員は、本委員会が実施する講習会を年1回以上受講しなければならない。

2 公認審判員は、コンプライアンス委員会が実施するコンプライアンス 講義を年1回受講しなければならない。

3 公認審判員は、2年に1回以上本連盟の主催及び関与する競技会で審判業務を行わなければならない。

(資格のはく奪・降格・停止)

第17条 下記に該当する者は、罰則として、公認審判員の資格のはく奪・降格・停止の処分を適宜受けるものとする。

(1) 本連盟理事会、本委員会又は所属連盟会長から相応しくない言動や不

- 適切な行動のため不適格者として通告された者。
(2) 競技会において重大な誤審、トラブルがあった者。
(3) 審判業務に従事することが不可能と判断された者。
(4) 第17条で定める所定の義務を果たさなかった者。

(地方連盟の業務)

第18条 地方及連盟は、本委員会と協力し、公認審判員を養成し、保有しなければならない。

- 2 地方連盟は、本委員会から要請があった場合、公認審判員の内から本連盟主催及び関与する大会に派遣しなければならない。

(経費)

第19条 本委員会から委嘱のある公認審判員は、本連盟主催の競技会参加の場合、本連盟の定める規定により、旅費等を受けるものとする。

第5章 国際審判員

(資格、職責及び業務)

第20条 国際審判員の資格、職責並びに義務については、FIASの規定による。

(受験資格)

第21条 国際審判員の受験資格は次のとおりである。

- (1) FIASの規定を満たす公認審判員
- (2) 本委員会が受験の資格を認めた者
- (3) 本連盟が受験のための推薦手続を行った者

第6章 名誉審判員

(資格と認定)

第22条 永年にわたり、公認審判員としてサンボの発展に寄与してきた者は、本委員会の推薦及び本連盟理事会の承認によって名誉審判員の称号を受けることができる。

第7章 規定の改廃

(改廃条件)

第23条 本規定の改廃は、定例会で出席者の3分の2以上の賛成と本連盟理事会での承認を必要とする。

附則

この規定は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。